

新	旧
<p>高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p>	<p>高知県産業振興推進総合支援事業実施要領</p>
<p>(第1 省略)</p>	<p>(第1 省略)</p>
<p>第2 補助対象事業</p>	<p>第2 補助対象事業</p>
<p>1 要綱第3条第1号アの「地域アクションプランへの位置付けを目指す取組」とは、今後、産業振興計画の地域アクションプランへの追加を目指す取組であって、産業振興推進地域本部が認めたものとする。</p>	<p>1 要綱第3条第1号アの「地域アクションプランへの位置付けを目指す取組」とは、今後、産業振興計画の地域アクションプランへの追加を目指す取組であって、産業振興推進地域本部が認めたものとする。</p>
<p>2 要綱第3条第1号イの「これに準ずると認められる取組」及び第7条第1項ただし書の「地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画に追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議（ステップアップ事業を実施する場合は、産業振興推進地域本部）が認めたものとする。</p>	<p>2 要綱第3条第1号イの「これに準ずると認められる取組」及び第7条第1項ただし書の「地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組」とは、今後、産業振興計画に追加が予定される取組であって、地域アクションプランフォローアップ会議（ステップアップ事業 <u>及び外部人材活用支援事業</u>を実施する場合は、産業振興推進地域本部）が認めたものとする。</p>
<p>3 要綱第3条第1号、第2号、第4号及び第5号の「知事が別に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。</p>	<p>3 要綱第3条第1号、第2号、第4号及び第5号の「知事が別に定める要件」は、別表第1に定めるとおりとする。</p>
<p>第3 事業実施主体</p>	<p>第3 事業実施主体</p>
<p>1 地域振興を目的に設立されたと認められる法人であって、出資者の過半数が地域住民で構成されるものは、要綱第5条第2号に規定する「一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体」とみなすものとする。</p>	<p>1 地域振興を目的に設立されたと認められる法人であって、出資者の過半数が地域住民で構成されるものは、要綱第5条第2号に規定する「一定の地域を範囲として公の目的で活動している団体」とみなすものとする。</p>
<p>2 要綱第5条第3号に規定する「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>(1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>(2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>	<p>2 要綱第5条第3号に規定する「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>(1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>(2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>
<p>3 要綱第5条第3号に規定する「中小企業団体等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 事業協同組合、企業組合、協業組合等の中小企業団体</p> <p>(2) 2の中小企業者又は3の(1)の中小企業団体で構成される法人格のない団体であって、規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの</p>	<p>3 要綱第5条第3号に規定する「中小企業団体等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 事業協同組合、企業組合、協業組合等の中小企業団体</p> <p>(2) 2の中小企業者又は3の(1)の中小企業団体で構成される法人格のない団体であって、規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの</p>
<p>4 要綱第5条第4号に規定する「任意団体」とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体（3の(2)の中小企業団体等を除く。）であって、次の全てに該当するものをいう。</p> <p>(1) 補助事業において、地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの</p> <p>(2) 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの</p>	<p>4 要綱第5条第4号に規定する「任意団体」とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体（3の(2)の中小企業団体等を除く。）であって、次の全てに該当するものをいう。</p> <p>(1) 補助事業において、地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行うもの</p> <p>(2) 規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの</p>
<p><u>5 要綱別表第1に規定する「創業年数」とは、事業を営んでない個人が、新たに個人事業の創業・廃業等届出書を提出し事業を開始又は会社等の法人を設立しその代表者となり当該会社等が事業を開始してからの経過年数をいう。</u></p>	

新	旧
<p>(第4 省略)</p> <p>第5 補助対象経費及び補助率並びに補助限度額</p> <p>1 要綱別表第1に規定するハード事業を行う企業等</p> <p>(1) ハード事業を行う企業等は、事業を遂行するに足りる適切な能力及び資力(必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれること。特に、資金調達コスト及び事業収益を勘案して、持続的なキャッシュフローを確保し、融資返済及び資金回収が可能であること。)を有しているものとする。</p> <p>(2) ハード事業を行う企業等は、原則として、県内の連携事業者(次のアからウまでのいずれかに該当する事業者を除く。)と共同して、連携計画書を作成するものとする(事業実施主体が3以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められる法人を除く。(3)において同じ。)</p> <p>なお、連携事業者と共同して作成する連携計画書は、別表第1に定める要件を満たすものとする。</p> <p>ア 事業実施主体から資本金の額の2分の1以上を出資されている事業者</p> <p>イ 事業実施主体の資本金の額の2分の1以上を出資している事業者</p> <p>ウ 事業実施主体と代表者が同一の者である事業者</p> <p>(3) ハード事業を行う企業等は、原則として、3者以上(一般事業(雇用重視分)の場合は、<u>2者以上</u>)の連携事業者と連携するものとする。ただし、連携事業者が3者以上で構成されると認められる場合又は事業実施主体が2者で構成されると認められ、かつ、2者以上の連携事業者と連携する場合は、これと同等とみなすことができるものとする。</p> <p>2 要綱別表第1の補助対象経費欄の知事が別に定める「補助の対象とならない経費」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 用地の取得及び整地に要する経費</p> <p>(2) 既存の施設及び設備等の撤去並びにその処理(分別、収集、運搬、再生、処分等)に要する経費。ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(3) 商品(試供品及び試食品含む。)の製造に供する原材料費、人件費等の経費。ただし、商品の開発や試作品の製造、市場等調査に必要となるこれらの経費は、補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(4) 苗木、種、肥料等の経費。ただし、新たな作物等を試験的に栽培する場合は、これらの経費を補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(5) 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(6) 既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの</p> <p>(7) 公課費</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、補助することが適当であると認められない経費</p> <p>(第6～第10 省略)</p>	<p>(第4 省略)</p> <p>第5 補助対象経費及び補助率並びに補助限度額</p> <p>1 要綱別表第1に規定するハード事業を行う企業等</p> <p>(1) ハード事業を行う企業等は、事業を遂行するに足りる適切な能力及び資力(必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれること。特に、資金調達コスト及び事業収益を勘案して、持続的なキャッシュフローを確保し、融資返済及び資金回収が可能であること。)を有しているものとする。</p> <p>(2) ハード事業を行う企業等は、原則として、県内の連携事業者(次のアからウまでのいずれかに該当する事業者を除く。)と共同して、連携計画書を作成するものとする(事業実施主体が3以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められる法人を除く。(3)において同じ。)</p> <p>なお、連携事業者と共同して作成する連携計画書は、別表第1に定める要件を満たすものとする。</p> <p>ア 事業実施主体から資本金の額の2分の1以上を出資されている事業者</p> <p>イ 事業実施主体の資本金の額の2分の1以上を出資している事業者</p> <p>ウ 事業実施主体と代表者が同一の者である事業者</p> <p>(3) ハード事業を行う企業等は、原則として、3者以上の連携事業者と連携するものとする。ただし、連携事業者が3者以上で構成されると認められる場合又は事業実施主体が2者で構成されると認められ、かつ、2者以上の連携事業者と連携する場合は、これと同等とみなすことができるものとする。</p> <p>2 要綱別表第1の補助対象経費欄の知事が別に定める「<u>その他</u>補助の対象とならない経費」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 用地の取得及び整地に要する経費</p> <p>(2) 既存の施設及び設備等の撤去並びにその処理(分別、収集、運搬、再生、処分等)に要する経費。ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(3) 商品(試供品及び試食品含む。)の製造に供する原材料費、人件費等の経費。ただし、商品の開発や試作品の製造、市場等調査に必要となるこれらの経費は、補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(4) 苗木、種、肥料等の経費。ただし、新たな作物等を試験的に栽培する場合は、これらの経費を補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(5) 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができるものとする。</p> <p>(6) 既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの</p> <p>(7) 公課費</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、補助することが適当であると認められない経費</p> <p>(第6～第10 省略)</p>

新	旧
<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 従前の要領及び「高知県産業振興推進総合支援事業の運用について」は廃止する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 従前の要領及び「高知県産業振興推進総合支援事業の運用について」は廃止する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p>